

## 議案第14号

### 財産を無償で譲渡すること（県営住宅丸山団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	八頭郡八頭町船岡字丸山692番2ほか2筆	944.48平方メートル
建 物	八頭郡八頭町船岡字丸山692番2ほか2筆	3棟（6戸） 380.10平方メートル

#### 2 相手方

八頭郡八頭町郡家493番地

八 頭 町

#### 3 理 由

県営住宅丸山団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。